計画の内容

◆推進体制の整備

県における推進体制の整備

① 読書活動推進会議と専門スタッフの充実

・県教育委員会を中心に読書活動推進会議を開催し、読書活動に関する情報交換及び具体的な推進方策を協議します。さらに、読書活動推進を県民運動として展開するために、県教育委員会を中心に読書活動推進のための専門スタッフの充実（平成21年度から）を図ります。

② 県子ども読書支援センターの運営

・子どもの読書活動に関する相談、広報啓発活動、調査研究のほか、読み聞かせグループに関する情報提供を行います。

③ 市町村子ども読書支援センターの設置促進

④ 民間団体との連携・支援とネットワーク支援

⑤ 読書に関する調査の実施

・児童生徒の読書活動に関する意識や実態を把握し、諸施策に反映させます。

市町村における体制整備への支援と連携強化

①「子どもの読書活動推進計画」の策定への支援

・市町村の「読書活動推進会議」の設置と、「子どもの読書活動推進計画」の策定を促進します。

② 環境の整備・充実への支援

・県立図書館と市町村図書館等との相互貸借などの連携を強化します。

③ 市町村子ども読書支援センター運営への支援

・県子ども読書支援センターとの連携を密にし、地区情報センターとしての機能を充実させます。

啓発広報の推進

①「子ども読書の日」や「子ども読書週間」などを通した啓発活動

② 県読書フェスタの開催

③ ホームページの充実（県立図書館、県教育委員会）

◆読書活動の推進と環境の整備・充実

家庭における読書活動の推進

① 県子ども読書支援センターによる推進

・家庭における読書の大切さを啓発し、読み聞かせやおはなし会を通して、子どもが本と出会う場を提供します。

② 保護者への啓発事業の促進

・親と子の触れ合いを深め、子どもの情感を大切にはぐくむため、「マザーズ・タッチ文庫」による読み聞かせ絵本の紹介を継続します。

公立図書館等における読書活動の推進

① 県立図書館における読書活動の推進

・県民の利用機会を可能な限り増やし、利便性の向上を図ります。
・高齢者が読書に親しむための環境づくりに努めます。
・各機関と連携した企画展の開催など、魅力ある企画・運営に努めます。
・県内大学図書館等との資料の相互利用など、連携事業を推進します。
・図書セット貸出による県立学校などの図書館への支援を行い、学校の読書活動の充実を図ります。

② 市町村図書館等への支援

・県立図書館による巡回支援を継続して行います。
・図書館未設置町村への設置の働きかけと、相互貸借サービスの一層の充実を図ります。
・すべての図書館への専門職員（司書等）の適正配置を奨励します。
・県内図書館資料横断検索システムの一層の充実と、市町村域を超えた図書館の連携の促進を図ります。

学校等における読書活動の推進

① 学校における体制整備

・すべての学校において、図書資料の整備・充実が図られるように各学校や市町村に働きかけます。

② 読書習慣の確立と読書指導

・各学校において、読書に親しむ時間の確保と充実が図られるように、読書指導に関する年間指導計画の作成を促進します。
・学校図書館が、読書センター・学習情報センターとして機能するための環境整備を支援します。

③ 家庭・地域との連携

・専門職員（司書等）による学校支援など、公立図書館等と連携した活動を促進します。
・地域に開かれた学校図書館づくりを促進します。
・読み聞かせボランティア等と連携し、家庭・地域全体で読書活動を推進します。
・児童生徒を支援するボランティアと連携、協力するとともに、新規育成に努めます。

④ 学校関係者の意識高揚

・学校での読書活動や図書館、図書委員会活動の活性化のため、図書館関係職員や図書委員会の生徒を対象に研修会を開催します。
・「司書教諭の手引き」の活用充実を図るとともに、学校図書館運営マニュアル等の整備を促進します。

秋田県子どもの読書推進５か年計画

平成２０～２４年度

就学前･義務教育段階において読書活動を活性化させ、読書が好きな子どもを育成する

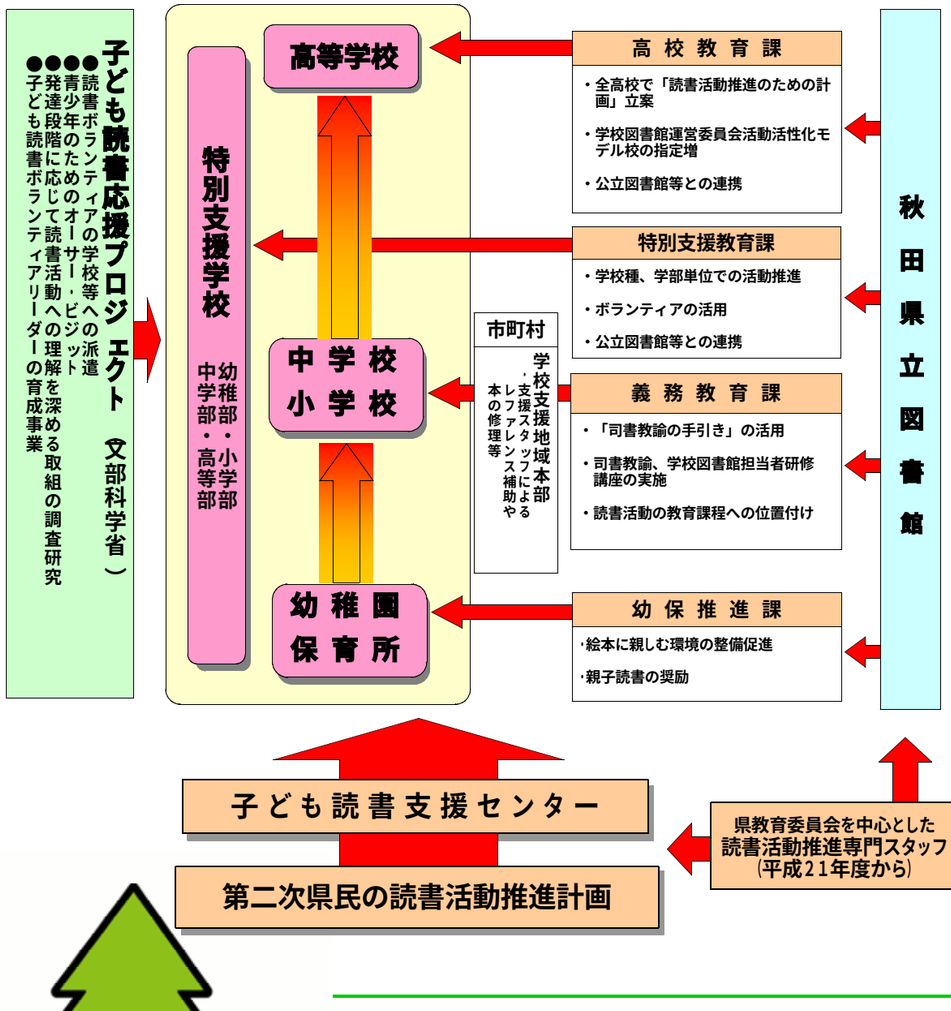

秋田県教育庁生涯学習課
〒010-8580　秋田市山王三丁目１－１
TEL018-860-5183　FAX018-860-5816

第二次県民の読書活動推進計画は、
秋田県教育庁生涯学習課ホームページから
ダウンロードできます。

第二次読書活動推進計画　検索

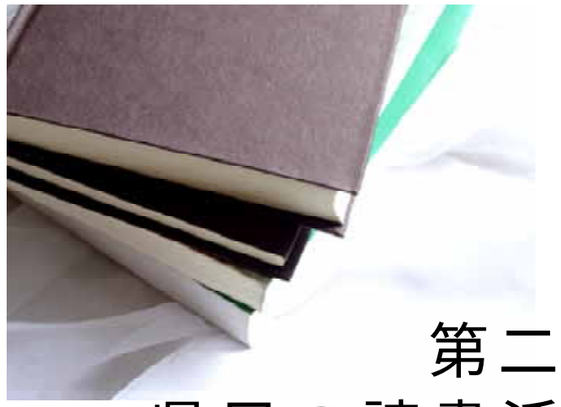

第二次
県民の読書活動推進計画
～概要版～

計画の基本的な考え方

策定の趣旨

平成１４年度に策定した第一次計画の終了に伴い、これまでの成果と課題を踏まえ、新たに目標指数を設定し、おおむね５年間を計画期間とする第二次計画を策定します。

基本理念

県民すべてが、読書の機会や場を享受できる環境整備の推進と施策の推進を図ります。

計画の性格

「あきた２１総合計画　第３期実施計画」に基づく個別計画として、県民すべてが読書を通して豊かな人生を送るための基本的な方向性を示しています。

平成２０年９月
秋田県教育委員会

第二次県民の読書活動推進計画

読書で拓く心と世界
めくるページ、広がる想像力

（秋田わか杉っ子　学びの十か条より）

平成２０年９月

秋田県教育委員会

計　画　の　策　定　に　あ　た　っ　て

読書は子どもたちの想像力を培い，豊かな心と論理的な思考力をはぐくむ，生涯にわたっての学習の基礎となる営みです。読書習慣を身に付けることは一生の財産となり，生きる力にもつながっています。県教育委員会では，平成１４年度に「県民の読書活動推進計画」を策定し，県民すべての読書活動の推進を目指し，具体的な施策を進めてまいりました。この間，県子ども読書支援センターが開設され，読み聞かせグループも大幅に増加しました。また，県内すべての小・中学校において，教育課程に読書活動が位置付けられるまでに至りました。さらに１９年度からは県立図書館の開館日数を３４０日とする「元気アップＬ３４０事業」の実施によって，１９年度の入館者数が過去最多の４７万８１３４人を記録するなど，県民の利便性向上と読書に親しむ環境づくりの面において，大きな成果を得ております。

また，文部科学省においても，子どもの読書活動の推進や学校教育における言語力の涵養に資するためには学校図書館の充実が必要であるとの認識から，１９年度から「新学校図書館図書整備５か年計画」をスタートさせ，学校図書館の蔵書を増やすことを進めております。

こうした中，県教育委員会では県民の読書活動に資する，より効果的な施策の展開を図るため,「第二次県民の読書活動推進計画」を策定いたしました。本計画の実施期間は２０年度から２４年度までのおおむね５年間です。これまでの基本方針を継承しつつ，新たに目標指数を設定するなど，県民の読書活動の充実に向けて見直しを図りました。県民が生涯にわたり，読書を楽しみ，読書習慣を身に付けることができるよう，今後も関係部局，市町村，各団体と連携を図りながら，読書環境の整備に取り組んでまいります。

最後になりましたが，計画の策定に当たり，貴重なご意見を寄せていただきました県民読書活動推進委員会の委員の方々をはじめ，県民の皆様や読書活動の支援者の皆様に，深く感謝いたします。

平成２０年９月

秋田県教育委員会

教育長　根岸　均

目　　次

第一章　計画の概要

１　策定の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

２　基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

３　計画の性格　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第二章　推進体制の整備

１　県における推進体制の整備

（１）読書活動推進会議及び専門スタッフの充実　・・・・・・・・・・・　2

（２）県子ども読書支援センターにおける支援と活動の充実　・・・・・・　2

（３）市町村子ども読書支援センターの設置の促進　・・・・・・・・・・　3

【目標指標】子ども読書支援センターを設置する市町村数

（４）民間団体との連携・支援と人的ネットワーク構築　・・・・・・・・　3

（５）読書に関する調査の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

２　市町村における体制整備への支援と連携強化

（１）「子どもの読書活動推進計画」の策定への支援　・・・・・・・・・　4

【目標指標】子どもの読書活動推進計画を策定している市町村数

（２）環境の整備・充実への支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

（３）市町村子ども読書支援センター運営への支援　・・・・・・・・・・　4

３　啓発・広報の推進

（１）「子ども読書の日」などを通した啓発活動　・・・・・・・・・・・　5

【目標指標】子ども読書の日や子ども読書週間における関連事業の実施件数

（２）県読書フェスタの開催　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

（３）ホームページの充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

【目標指標】県立図書館ホームページアクセス数

第三章　読書活動の推進と環境の整備・充実

１　家庭における読書活動の推進

（１）県子ども読書支援センターによる読書活動の推進　・・・・・・・　７
（２）保護者への啓発事業の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

２　公立図書館等における読書活動の推進

（１）県立図書館における読書活動の推進　・・・・・・・・・・・・・　８

【目標指標】県立図書館のレファレンスサービス件数
【目標指標】県立図書館の年間貸出冊数
【目標指標】県立図書館の高校生への年間貸出冊数
【目標指標】県立図書館のセカンドスクール的利用学校数

（２）市町村図書館等への支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

【目標指標】市町村図書館等の人口１人あたりの貸出冊数

３　学校等における読書活動の推進

（１）学校における体制整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

【目標指標】学校図書館図書標準を達成している学校の割合

（２）読書習慣の確立と読書指導　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

【目標指標】全校で取り組む読書活動を実施している学校の割合
【目標指標】「読書は好きだ」と回答した児童生徒の割合
【目標指標】１か月間に読んだ本の冊数

（３）家庭・地域との連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

【目標指標】学校図書館を地域に開放している学校の割合
【目標指標】読み聞かせボランティア等と連携している学校の割合

（４）学校関係者の意識高揚　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

参考資料

○秋田県子どもの読書推進５か年計画　・・・・・・・・・・・・・・・　１３
○特色ある実践事例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
○県教育委員会実施「読書に関する調査」　・・・・・・・・・　１５～１６
○県内公立図書館・公民館図書室一覧　・・・・・・・・・・・　１７～１８
○子どもの読書活動の推進に関する法律　・・・・・・・・・・　１９～２０
○文字・活字文化振興法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１～２２
○新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について
　～知の循環型社会の構築を目指して～（答申)(抜粋）・・・　２３～２４
○文部科学省「新学校図書館図書整備５か年計画」・・・・・・・・・　２５
○文部科学省「子どもの読書活動の推進に関する
　　基本的な計画（第二次）の概要」　・・・・　２６

第二次県民の読書活動推進計画

第一章　計画の概要

1　策定の趣旨　平成14年度に策定した第一次計画の終了に伴い，これまでの成果と課題を踏まえ，新たに目標指標を設定し，おおむね５年間を計画期間とする第二次計画を策定します。

2　基本理念　県民すべてが読書の機会や場を享受できる環境整備と施策の展開を図ることを基本理念とします。

3　計画の性格　「あきた21総合計画　第３期実施計画」に基づく個別計画として，県民すべてが読書を通して豊かな人生を送るための基本的な方向性を示すものとします。

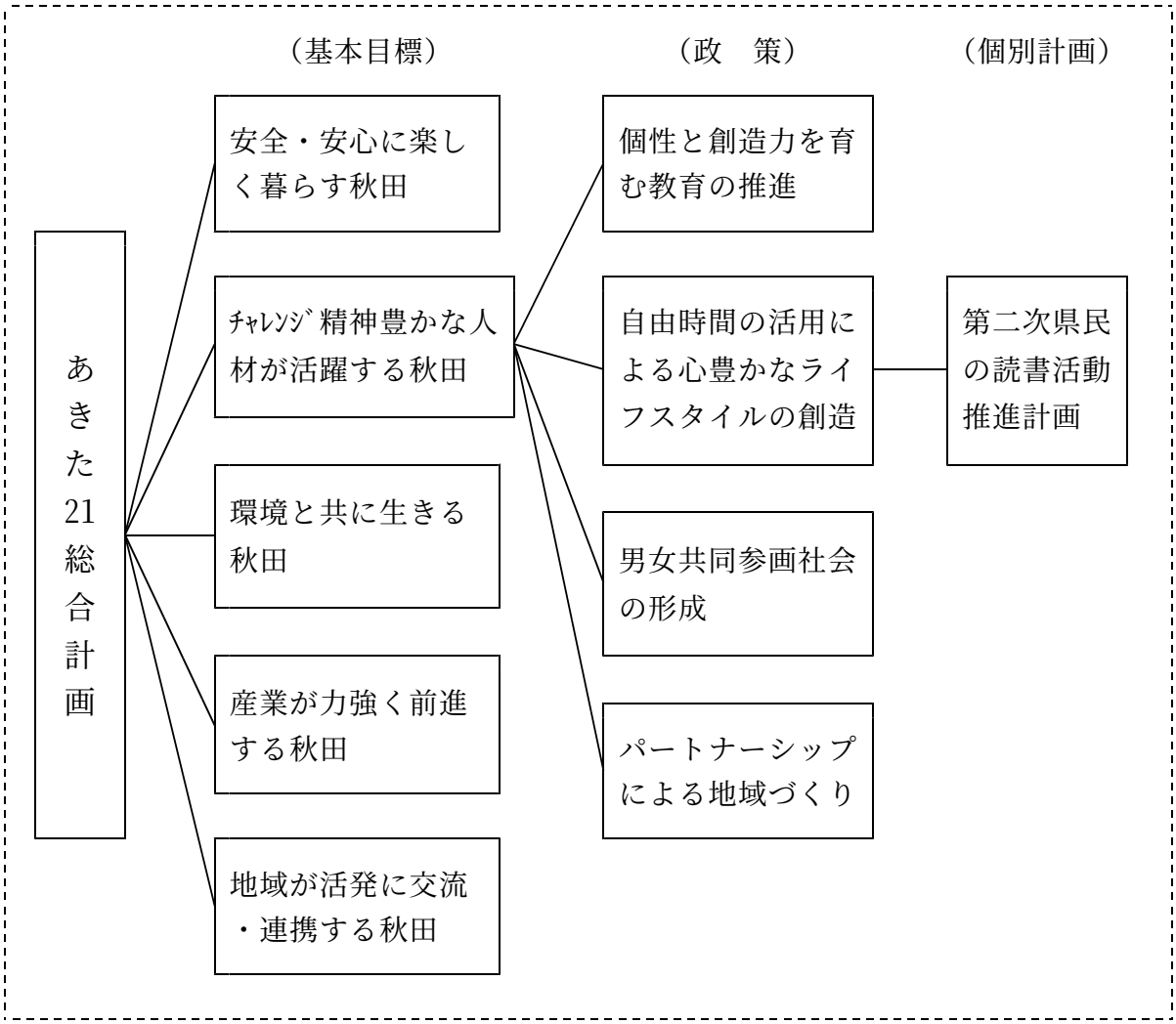

第二章　推進体制の整備

1　県における推進体制の整備

読書活動推進を県民運動として展開ができるよう具体的に取り組むには，市町村立図書館，学校等の関係機関，読書活動に関わるボランティア・ＮＰＯ等とも広く連携した読書環境づくりが大切です。

そこで，成果の検討と評価を通して，推進方策を協議する総合的な推進体制を確立することが必要です。

また，子どもの読書活動の環境を整えるには，県子ども読書支援センター*1及び市町村子ども読書支援センターとの連携を密にするとともに，県立図書館がモデル館的役割を果たすことが重要です。

（１）読書活動推進会議及び専門スタッフの充実　（生涯学習課）

○　県教育委員会を中心に，関係機関によって構成される読書活動推進会議を開催します。会議では，目標指標に対するアンケート調査等による読書活動の推進状況の評価に基づき，読書活動の進捗（しんちょく）状況に関する情報交換及び具体的な推進方策の協議を行います。

○　平成21年度に，読書活動推進会議の構成を学校教育・図書館・社会教育・民間団体等に拡大し，充実を図ります。

○　読書活動推進を県民運動として展開するために，県教育委員会を中心に読書活動推進のための専門スタッフの充実（平成21年度から）を図ります。

（２）県子ども読書支援センターにおける支援と活動の充実　（県立図書館）

○　県子ども読書支援センターは，子どもの読書活動に関する相談，情報収集，広報・啓発活動，調査・研究のほか，各市町村子ども読書支援センターを支援します。

○　県子ども読書支援センター支援員は，センター業務を支援するほか，閲覧室「えほんのへや*2」での読書相談を受け付けます。

＊1 県子ども読書支援センター
子どもの読書活動に関する相談や情報収集，広報・啓発活動など，子どもの読書活動の推進を図るため，秋田県立図書館内に設置された組織。

＊2 えほんのへや
子どもの読書活動を推進するため，県立図書館の閲覧室に作られたスペースで，国内外の代表的な絵本の提供・展示や貸出・閲覧，県子ども読書支援センター支援員による相談などを行う。

（３）市町村子ども読書支援センターの設置の促進　　（生涯学習課／県立図書館）

○　市町村中央図書館（中央図書館機能を果たす図書館または公民館図書室）における，市町村子ども読書支援センターの設置を促進し，他の公立図書館等＊3を協力図書館と位置付け，各市町村における子ども読書活動支援の体制整備を図ります。

○　中央図書館・協力図書館における情報収集・提供と，読み聞かせコーディネートに対する協力を業務とする，支援員の配置を促進します。

【目標指標】子ども読書支援センターを設置する市町村数

基準年度の状況（H19）	目標年度の状況（H24）
３地区 ⇒	２５市町村

※平成19年度は，北・中央・南の各教育事務所内に，地区子ども読書支援センターが設置された。

（４）民間団体との連携・支援と人的ネットワーク構築　　（生涯学習課／県立図書館）

○　読み聞かせグループの活動状況を把握するとともに，人的ネットワークの構築を目指します。

○　読書活動ボランティアに対する研修機会の提供に努めるとともに，新規育成を図ります。

○　公立図書館等をはじめ，社会教育施設等の積極的な開放に努めます。

○　各種助成事業等の周知に努めるとともに，各事業を活用した活動を支援します。

（５）読書に関する調査の実施　　（生涯学習課／義務教育課／高校教育課）

○　県実施の学習状況調査＊4における「学習の意欲等に関するアンケート」の中で，児童生徒の読書活動に関する意識や実態，また，学習意欲や学力との関連性を把握し，諸施策に反映させます。

※県内全小学校（４・５・６年）と全中学校（１・２年）を対象に，「読書に対する関心度」「読書量」「図書館等利用状況」を問う。

※高校においては，学習状況調査との整合性を図り，全公立高校（１・２年の１クラス）を対象に実施。

＊3 公立図書館等

都道府県及び市町村（東京都特別区を含む），その他の地方公共団体が設立した図書館及び図書室。

＊4 学習状況調査

児童生徒の学力向上を図るため，指導方法の工夫改善を目的に，平成14年度から県教育委員会が毎年小・中学校で実施している調査。国語，社会，算数（数学），理科の４教科（中学校は英語を加えた５教科）及び意欲等に関するアンケート調査で実施される。

2　市町村における体制整備への支援と連携強化

市町村においては，子どもの読書活動推進や図書館の整備状況等を踏まえ，国や県の計画を基本とした，子どもの読書活動推進計画の策定が必要です。
また，各市町村における読書活動の環境に差が生じないように，県立図書館による連携・支援が大切です。

（１）「子どもの読書活動推進計画」の策定への支援　　（生涯学習課／県立図書館）

○　市町村の「読書活動推進会議」の設置と「子どもの読書活動推進計画」の策定を促進します。

○　県読書活動推進会議の情報を提供するとともに，研修会等を通して策定を支援します。

【目標指標】子どもの読書活動推進計画を策定している市町村数

基準年度の状況（H19）		目標年度の状況（H24）
１市	⇨	２５市町村

（２）環境の整備・充実への支援　　（県立図書館）

○　図書情報へのアクセス環境を整備するとともに，県立図書館と市町村図書館等との図書の効率的な相互貸借に向けたデータベースの構築を図ります。

（３）市町村子ども読書支援センター運営への支援　　（県立図書館／生涯学習課）

○　県子ども読書支援センターとの連携を密にし，子ども読書に関する地区の情報センター的機能を充実させます。

○　研修機会を提供するとともに，活動の場の提供を通して，読み聞かせグループへの支援に努めます。

3　啓発・広報の推進

公立図書館等や学校においての「子ども読書の日＊5」等の趣旨に基づいた活動は十分ではなく，県民への普及に努めるとともに，関係機関・団体等との連携のもと読書活動の推進に向けた気運を高め，広く浸透を図ることが必要です。

また，県読書フェスタの開催や県教育委員会・県立図書館等のホームページの充実により，県民の読書活動についての関心と理解をより一層深めることが大切です。

（1）「子ども読書の日」などを通した啓発活動

（生涯学習課／県立図書館／学校教育関係課）

○　「子ども読書の日」をはじめ,「国際子どもの本の日」「子どもの読書週間」「学校図書館の日」「文字・活字文化の日」「読書週間」等を通した啓発活動を充実します。

○　読書活動への関心を高める取組として，諸媒体を活用して県内関連事業の情報を提供し，広く浸透を図ります。

【目標指標】子ども読書の日や子ども読書週間における関連事業の実施件数

基準年度の状況（H19）		目標年度の状況（H24）
１９件	⇨	７５件

（2）県読書フェスタの開催　（生涯学習課／県立図書館／学校教育関係課）

○　県民の読書活動に関する意識を喚起し，読書及び読み聞かせの意義や有用性の啓発に努めます。

○　子ども読書支援センター機能を活用し，子ども読書推進に携わる人たち同士の情報交換を密にしながら，互いの技量を高め合い，県全体での連携を図ります。

○　「子どもの読書活動優秀実践図書館・団体文部科学大臣表彰」等の実践例を紹介します。

○　運営ボランティア活動等のプログラム参加を通して，ヤングアダルト＊6層の読書意識を高めます。

＊5 子ども読書の日

４月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに，子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため，「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって制定された。

＊6 ヤングアダルト

第二次世界大戦後のアメリカの図書館界で使われだした，若い大人という意味で使われる言葉で，主に高校生を中心とした12歳から19歳までの年代を指す。

（３）ホームページの充実　　（生涯学習課／県立図書館）

○　関係機関とリンクした読書活動推進に関するホームページを開設し，読書活動に関する施策のほか，各市町村読書計画や関係法令の情報を提供します。

○　学校図書館情報や図書委員会活動を紹介し応援します。

○　利用者にとって身近なテーマや課題解決型のレファレンス＊7機能の一層の充実を図るため，県立図書館のホームページを充実します。また，「生涯学習支援システム＊8」ともリンクし，全県的な啓発広報に努めます。

【目標指標】県立図書館ホームページアクセス数

基準年度の状況（H19）	目標年度の状況（H24）
１８７，２１３回　⇨　２３５，０００回	

＊7 レファレンス（レファレンスサービス）
図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に，情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を，検索・提供・回答することによってこれを助ける業務。

＊8 生涯学習支援システム
平成12年度に開設したインターネットを活用した情報提供システム。講師・指導者情報やボランティア情報，講座・講演会・教室情報など，各種の生涯学習に関する情報が検索・閲覧できる。

第三章　読書活動の推進と環境の整備・充実

1　家庭における読書活動の推進

子どもたちの生活環境の変化は，家庭における読書の時間を確保することを困難なものにしています。そこで，公立図書館等や子ども読書支援センターにおいて，親子を対象とする読み聞かせを実施します。また，家庭においても読書を通じて親子で触れ合う時間を増やすなど，日常生活での読書環境づくりの重要性を啓発することが一層重要となっています。

（１）県子ども読書支援センターによる読書活動の推進　　（県立図書館）

○　県子ども読書支援センターにおいて，家庭における読書の大切さを啓発するとともに読み聞かせやおはなし会を通して，子どもが本と出会う場の提供に努めます。

（２）保護者への啓発事業の充実　　（子育て支援課）

○　親と子が心のふれあいを深め，子どもの情感を大切にはぐくむため，読み聞かせ絵本を紹介する「マザーズ・タッチ文庫＊9」を継続します。

＊9 マザーズ・タッチ文庫
０歳から小学校低学年までを対象とした，長く読み継がれてきた絵本を推薦・紹介。平成８年度開始。

2　公立図書館等における読書活動の推進

公立図書館等は，県民が読書に親しむための多様なサービスを受けることができる場であり，地域における読書活動を推進する中心的な役割を果たすことがこれまで以上に期待されます。
特に，県立図書館においては，市町村図書館等への支援と連携協力が強く求められ，その果たす役割は大きく，市町村図書館等においても，住民ニーズにこたえる創意工夫を凝らした取組の充実が必要です。

（１）県立図書館における読書活動の推進　　（県立図書館）

○　県民の利用機会を可能な限り増やすとともに，レファレンスサービスを充実させるなど，利便性の向上と県民の読書活動の推進を図ります。

○　高齢者コーナーの充実や高齢者が関心をもつセミナーの開催を通して，高齢者が読書に親しむための環境づくりに努めます。

○　各機関と連携した企画展の開催等，利用者の気持ちを駆り立てる企画・運営に努めます。

○　県内大学図書館等との資料の相互利用など，互いの特色を生かした連携事業により利用者サービスと図書館活動の充実を目指します。

○　図書委員会活動や朝読書，授業等で活用できる図書を県立学校等に貸し出し，読書活動の充実を図ります。

○　セカンドスクール的利用[＊10]を促進し，児童生徒の自ら学ぶ意欲や社会の変化に主体的に対応できる能力の育成をサポートします。

【目標指標】県立図書館のレファレンスサービス件数

基準年度の状況（H19）		目標年度の状況（H24）
２９，０８０件	⇨	３１，０００件

＊10セカンドスクール的利用
児童生徒が学校を離れた施設や場所で，様々な自然体験や社会体験・共同生活体験等を行い，その活動を教科学習として授業時数にカウントできるシステム。

【目標指標】県立図書館の年間貸出冊数

基準年度の状況（H19）		目標年度の状況（H24）
３６６，５４０冊	⇨	４１０，０００冊

【目標指標】県立図書館の高校生への年間貸出冊数

基準年度の状況（H19）		目標年度の状況（H24）
４，６４９冊	⇨	６，５００冊

【目標指標】県立図書館のセカンドスクール的利用学校数

基準年度の状況（H19）		目標年度の状況（H24）
５６校	⇨	７５校

（２）市町村図書館等への支援　　（県立図書館／生涯学習課）

○　県立図書館による業務支援・情報提供のための巡回支援を継続します。

○　図書館未設置町村への設置を働きかけるとともに，蔵書の少ない図書館等への相互貸借サービスの一層の充実を図ります。

○　すべての図書館への専門職員（司書等）の適正な配置を奨励します。

○　県内図書館資料横断検索システムを一層充実するとともに，市町村域を超えた図書館の相互貸借等の連携を促進します。

【目標指標】市町村図書館等の人口１人あたりの貸出冊数

基準年度の状況（H19）		目標年度の状況（H24）
２．０５冊	⇨	２．５０冊

3　学校等における読書活動の推進

各学校において，読書に親しむ態度の育成と読書習慣の定着を図るための取組がなされてきていますが，学年が進むにつれ読書をしなくなる傾向が見られ，発達段階や学年の進行に応じた指導と環境整備が必要です。

そこで，読書の楽しさと出会い，読書習慣を育てていくために，教育活動の中で一人一人に合った豊かな読書活動の体験が求められています。また，家庭・地域とも連携することが大切です。

（１）学校における体制整備　（学校教育関係課）

○　子どもの豊かな読書活動や主体的な学習活動を支援するために，魅力ある図書資料の整備・充実を図るよう，各学校や市町村へ働きかけます。

○　12学級未満の学校においても，必要に応じて司書教諭[＊11]の配置に努めます。

【目標指標】学校図書館図書標準[＊12]を達成している学校の割合

基準年度の状況（H19）		目標年度の状況（H24）
小学校	３９．０％ ⇨	７５．０％
中学校	２６．３％ ⇨	６５．０％

（２）読書習慣の確立と読書指導　（学校教育関係課／県立図書館）

○　各学校において，読書に親しむ時間の確保と充実，体系的な利用指導，計画的・継続的な読書指導の実施に向け年間指導計画の作成を促進します。

○　児童生徒の目線を意識したコーナーづくりや展示の工夫を図り，学校図書館が読書センター・学習情報センターとして機能する環境整備を支援します。

＊11司書教諭

学校図書館法第５条の規定に基づき，学校図書館の専門的職務にあたる職員で，教諭をもって充てる。「学校図書館法の一部を改正する法律」により，平成１５年度から１２学級以上の学校には必置となった。

＊12学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校（特別支援学校の小学部や中学部を含む）の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として，学校種や学級数に応じて蔵書冊数を示したもので，文部科学省が平成５年に定めた。

【目標指標】朝読書・読み聞かせ等，全校で取り組む読書活動を実施している学校の割合

基準年度の状況（H19）		目標年度の状況（H24）
小学校　１００．０％	⇨	１００．０％
中学校　９８．５％	⇨	１００．０％
高等学校　４２．９％	⇨	７０．０％
特別支援学校　５８．０％	⇨	８０．０％

【目標指標】読書に関する調査において，「読書は好きだ」の設問に対して「つよくそう思う」「そう思う」と回答した児童生徒の割合

基準年度の状況（H19）		目標年度の状況（H24）
小学校　７５．６％	⇨	８５．０％
中学校　７５．２％	⇨	８５．０％
高等学校　５３．２％	⇨	８０．０％

※回答選択肢　①つよくそう思う　②そう思う　③そう思わない
④まったくそう思わない　⑤わからない・どちらでもない
※基準年度の小・中学校の数値は，平成19年度全国学力・学習状況調査の「読書は好きですか」の質問に対して「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合。
※基準年度の高等学校の数値は，平成19年度県民の読書活動に関する調査（県内15校の１年生各１クラス分を対象）の「あなたは本を読むことが好きですか」の質問に対して「好きだ」と回答した割合。

【目標指標】読書に関する調査において，「１か月間に読んだ本の冊数（教科書・学習参考書・マンガ・雑誌や付録を除く）」の設問に対する最も多い回答

基準年度の状況（H19）		目標年度の状況（H24）
小学校　９．６冊	⇨	１１冊 ～１２冊
中学校　３．２冊	⇨	５冊 ～　６冊
高等学校　１．８冊	⇨	３冊 ～　４冊

※回答選択肢　①０冊　②１～２冊　③３～４冊　④５～６冊　⑤７～８冊
⑥９～10冊　⑦11冊～12冊　⑧13冊～14冊　⑨15冊以上
※基準年度の数値は，平成19年度「県民の読書活動に関する調査」の「あなたはこの１か月間におよそ何冊くらい本を読みましたか」に対する回答。
※小・中学校の調査対象は，県内小学３年480名程度・小学６年520名程度・中学２年540名程度を抽出。

（３）家庭・地域との連携　　（生涯学習課／学校教育関係課／県立図書館）

○　専門職員（司書等）による学校支援など，公立図書館等と連携した活動を促進します。

○　地域に開かれた学校図書館づくりを促進します。

○　読み聞かせボランティア等と連携し，家庭・地域との連携を図った読書活動を推進します。

○　児童生徒を支援する読書活動ボランティアとの連携・協力と新規ボランティアの育成に努めます。

【目標指標】学校図書館を地域に開放している学校の割合

基準年度の状況（H19）		目標年度の状況（H24）
小学校	４．６％ ⇨	１０．０％
中学校	３．８％ ⇨	１０．０％
高等学校	５．４％ ⇨	１０．０％

【目標指標】読み聞かせボランティア等と連携し，読み聞かせや学校図書館の運営を実施している学校の割合

基準年度の状況（H19）		目標年度の状況（H24）
小学校	７５．１％ ⇨	８０．０％
中学校	７．５％ ⇨	３０．０％
高等学校	５．４％ ⇨	２０．０％

（４）学校関係者の意識高揚　　（学校教育関係課／県立図書館）

○　県内高等学校及び特別支援学校の図書館関係職員，図書委員会に所属する生徒を対象に，図書館運営やサービスに関する研修会を継続して開催し，学校での読書活動や図書館，図書委員会活動の活性化を図ります。

○　学校図書館の効率的運営を目指す組織づくりと活用計画の策定を促進します。

○　「司書教諭の手引き」の活用充実を図るとともに，学校図書館運営マニュアル等の整備を促進します。

参 考 資 料

秋田県子どもの読書推進５か年計画（H20～24）

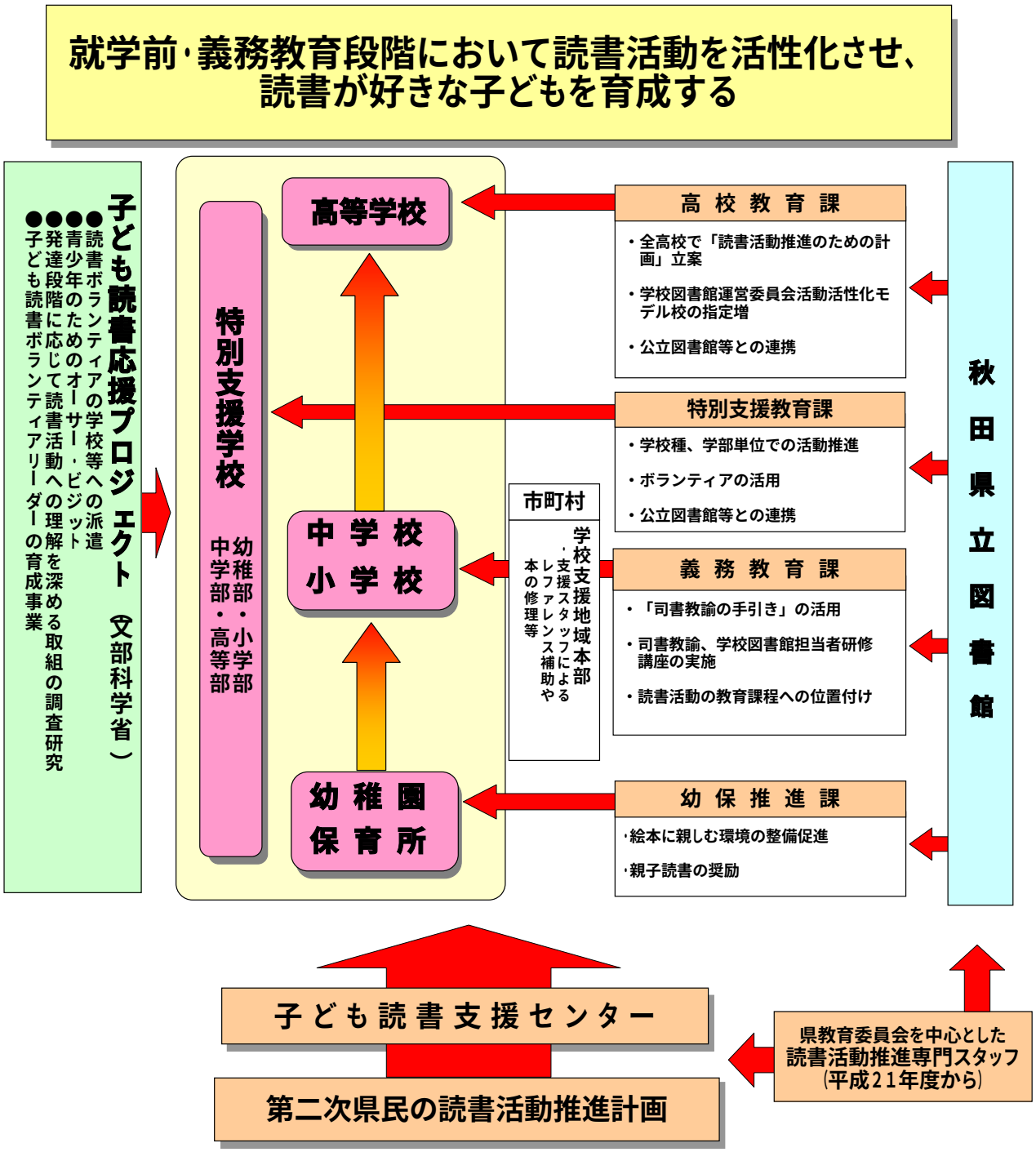

○特色ある実践事例

〔北秋田市鷹巣図書館〕

「園児の図書館体験デー」

北秋田市内４館の図書情報をまとめた児童向けの「冬休み・夏休みの図書館案内」の発行をはじめとして，市の中央図書館的役割を担い，子どもの読書環境づくりに努めている。

特に，「園児の図書館体験デー」は，園児一人一人に図書カードを作り，気に入った本を借りる体験を通して幼児からの読書習慣のきっかけづくりをめざし，親子での図書館利用の促進につながっている。

また，毎月第３土曜日に開催される，図書館ボランティア「たまてばこ」のみなさんによるおはなし会「おはなしでてこい」をはじめ，図書館での様々な活動が，図書館や本に親しんでもらうきっかけとなっている。

〔平成２０年度子どもの読書活動優秀実践図書館文部科学大臣表彰受賞〕

〔おはなし大すきの会〕

「クリスマスおはなし会」

横手市立横手図書館のボランティアとして発足し，年６回の定例おはなし会活動の他，クリスマスおはなし会にも取り組んでいる。絵本を読んでもらうことの気持ちのよさ，お話を聞くことの心地よさの中で親子のコミュニケーションを深める機会をつくり，おはなし好き・読書好きの子どもたちを育ててきた。最近は父親の参加も増えてきている。

また，市内外の小学校・保育所・学童保育施設・子供会・公民館の母親講座・町内会のいきいきサロン・高齢者施設などでも活発に活動し，地域活性化にも貢献している。

仙北市・由利本荘市をはじめ，北上市（岩手県）などの団体との交流会を持つほか，会員同士の研修に努め，幼児から大人までの読書活動の指導的な役割も果たしているグループである。

〔平成２０年度子どもの読書活動優秀実践団体文部科学大臣表彰受賞〕

＜県内図書館・団体　賞歴＞

平成19年度	由利本荘市本荘図書館	おはなしのしずく（秋田市）
平成18年度	能代市立図書館	明徳館こんわ会（秋田市）
平成17年度	横手市立図書館	グループかぜ（秋田市）
平成16年度	田代町立図書館	みんなで楽しむ絵本の会（横手市）
平成15年度	秋田市立新屋図書館	子どもバス図書館なかよし（鹿角市）
平成14年度	秋田市立中央図書館明徳館	朗読劇グループジャングルジム（能代市）

○読書に関する調査

平成１７～１９年県教育委員会実施

１　小学校３年生

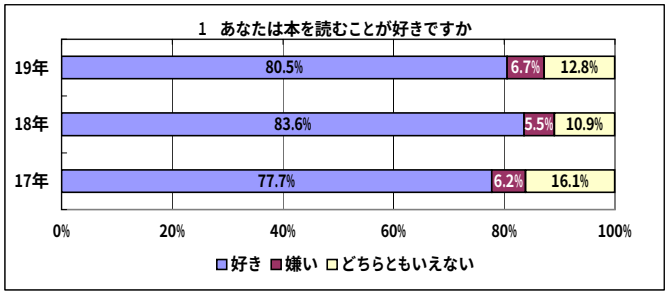

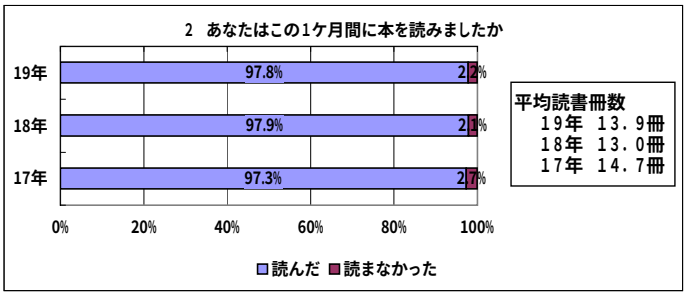

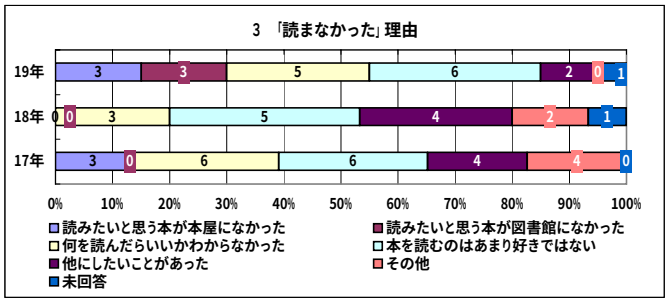

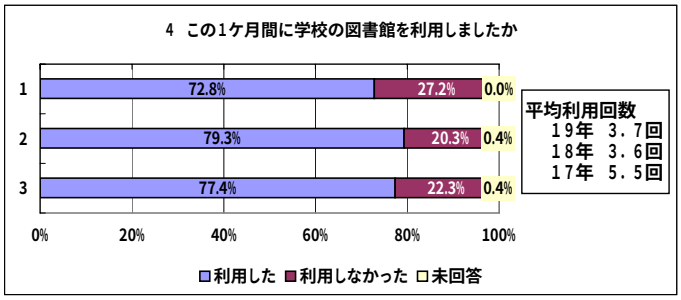

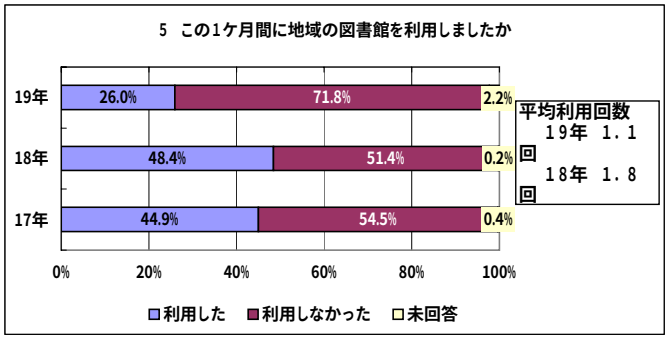

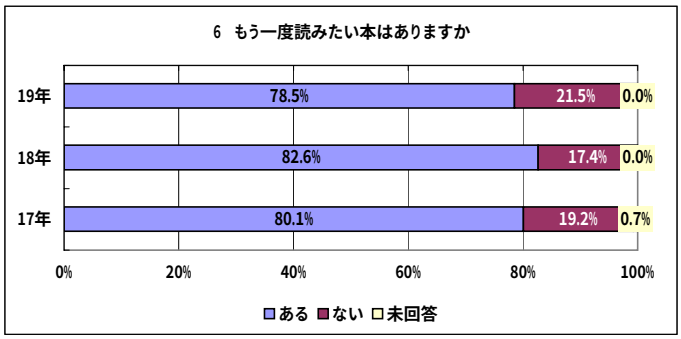

２　小学校６年生

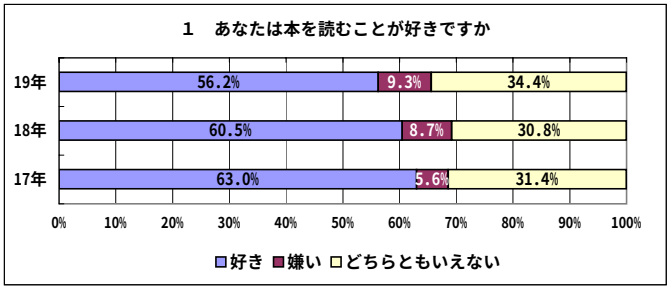

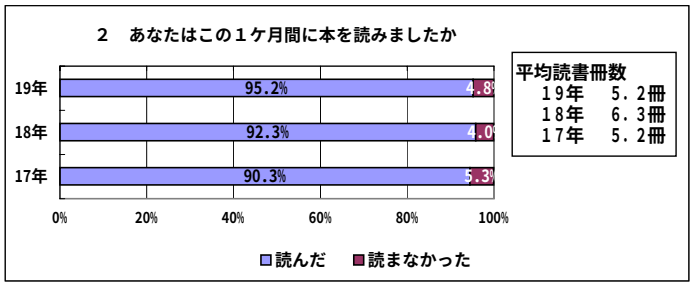

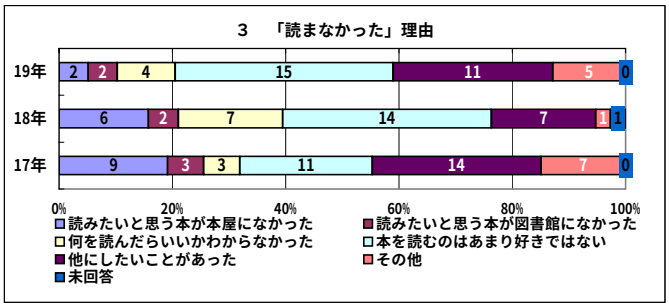

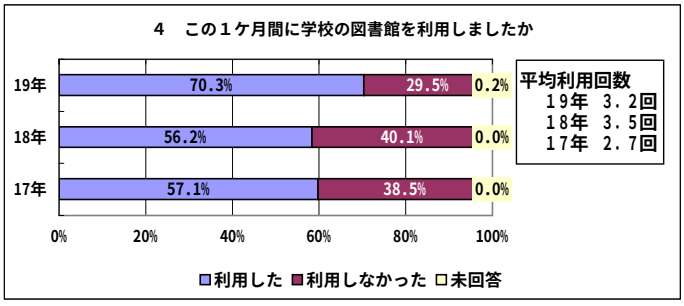

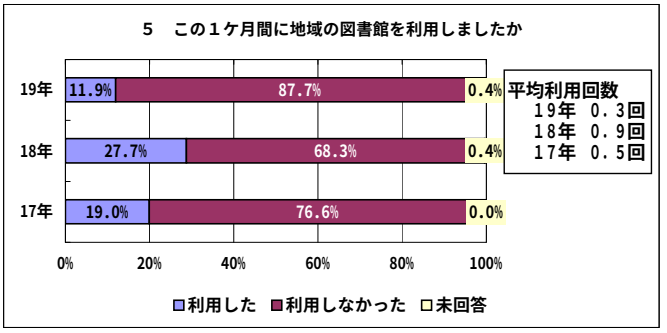

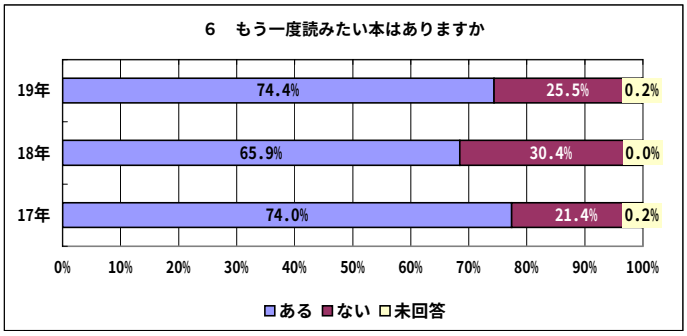

○読書に関する調査

平成１７～１９年県教育委員会実施

３　中学校２年生

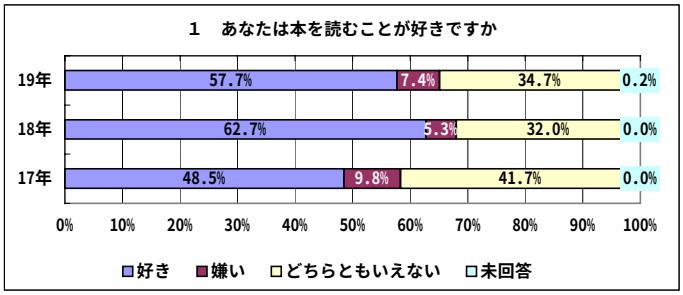

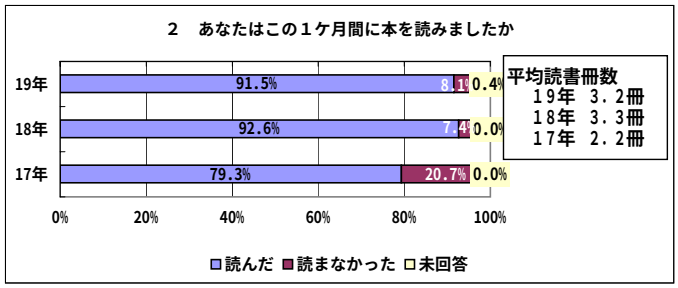

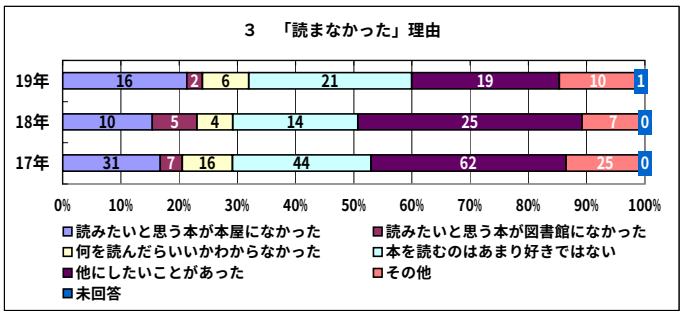

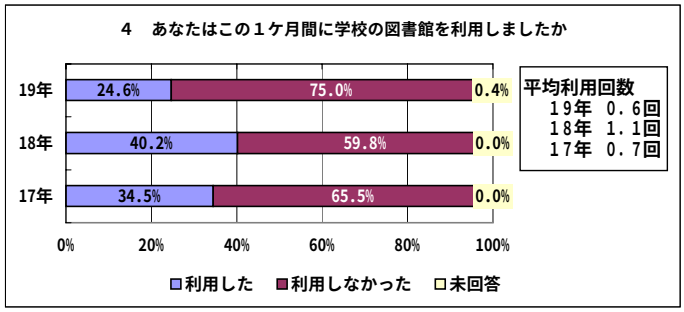

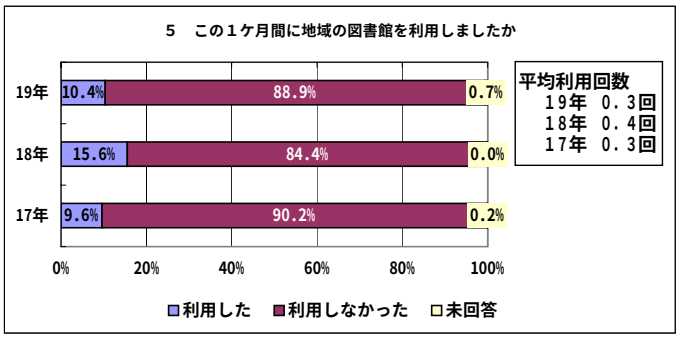

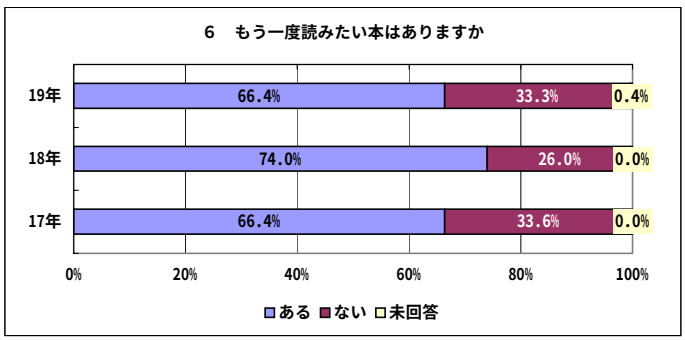

４　高等学校１年生

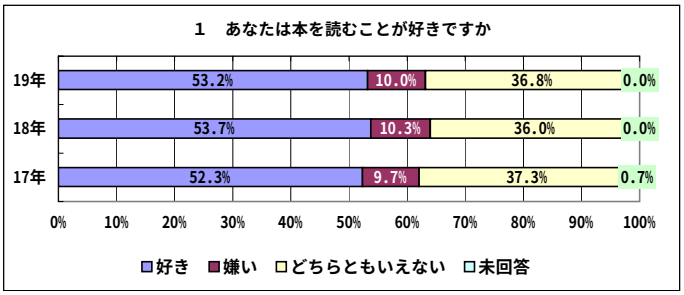

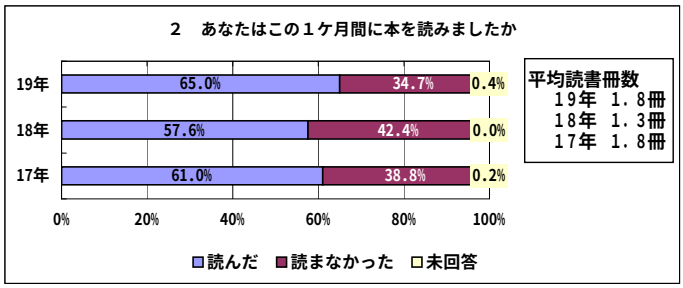

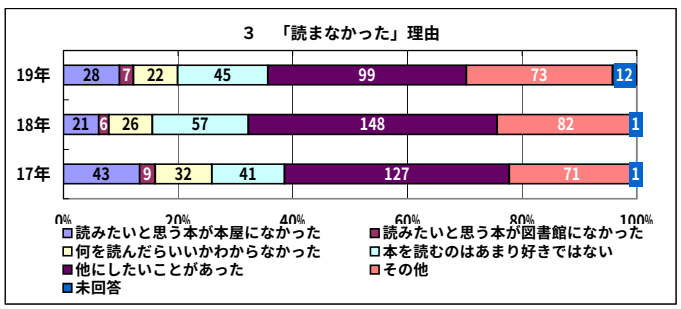

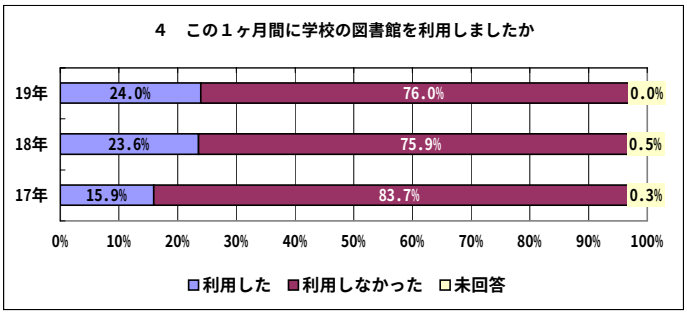

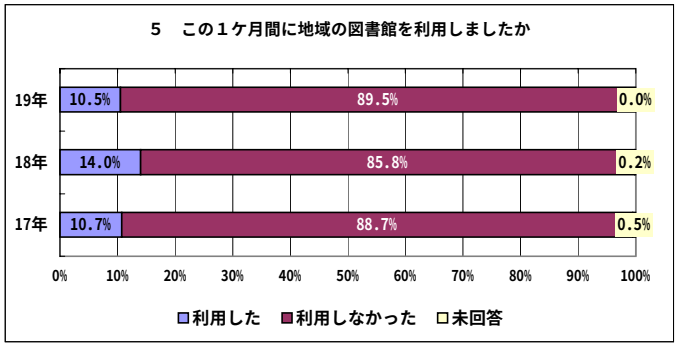

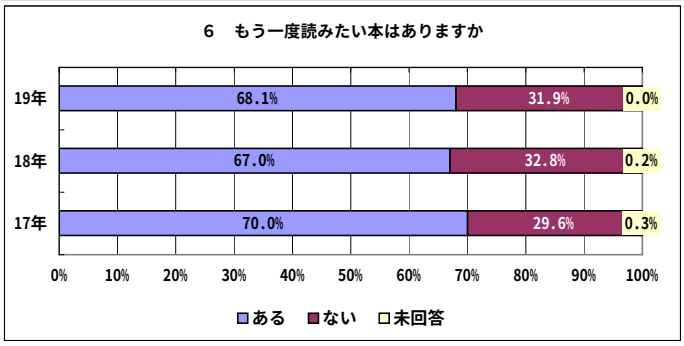

県内公立図書館一覧

(蔵書冊数は平成20年3月31日現在)

No	図　書　館　名	所　在　地	電話番号	蔵書冊数	開設
1	秋田県立図書館	秋田市山王新町14－31	018-866-8400	706,315	明32
2	秋田市立中央図書館明徳館	秋田市千秋明徳町4－4	018-832-9220	362,531	昭58
3	秋田市立中央図書館明徳館河辺分館	秋田市河辺北野田高屋字前田表66-1	018-881-1202	11,124	平19
3	秋田市立土崎図書館	秋田市土崎港中央6－16－30	018-845-0572	101,629	明35
4	秋田市立新屋図書館	秋田市新屋大川町12－26	018-828-4215	77,316	昭37
5	秋田市立雄和図書館	秋田市雄和妙法字上大部48－1	018-886-2853	40,226	昭61
6	能代市立図書館	能代市追分町4－26	0185-54-1114	144,888	平2
7	横手市立中央図書館(雄物川図書館)	横手市雄物川町今宿字鳴田133	0182-22-2300	84,697	平4
8	横手市立横手図書館	横手市大町7－9	0182-32-2662	96,922	明36
9	横手市立増田図書館	横手市増田町増田字新町285	0182-45-5559	41,590	平17
10	横手市立平鹿図書館	横手市平鹿町浅舞字覚町後138	0182-24-3281	58,326	昭56
11	横手市立大森図書館	横手市大森町字東中島141－2	0182-56-4180	50,621	平12
12	横手市立山内図書館	横手市山内土渕字二瀬8－1	0182-53-2187	6,042	平17
13	横手市立大雄図書館	横手市大雄字三村東21－1	0182-52-2522	8,685	平4
14	横手市立十文字図書館	横手市十文字町字梨木西上24－1	0182-42-1345	32,560	平2
15	大館市立中央図書館	大館市字谷地町13	0186-42-2525	159,532	明34
16	大館市立花矢図書館	大館市花岡字前田162－3	0186-46-1557	25,315	昭3
17	大館市立田代図書館	大館市早口字上野43－1	0186-54-6917	57,810	昭55
18	大館市立比内図書館	大館市比内町扇田字庚申岱8	0186-55-1263	25,001	昭56
19	男鹿市立図書館	男鹿市船川港船川字外ケ沢126－1	0185-23-2552	75,972	昭52
20	湯沢市立湯沢図書館	湯沢市字内館町27	0183-73-3040	134,714	平17
21	湯沢市立雄勝図書館	湯沢市横堀字白銀町49－1	0183-52-5387	34,820	平17
22	鹿角市立花輪図書館	鹿角市花輪字中花輪114－2	0186-23-4471	70,059	昭47
23	鹿角市立立山文庫継承十和田図書館	鹿角市十和田毛馬内字上陣馬19－5	0186-35-3239	77,461	昭47
24	由利本荘市本荘図書館	由利本荘市美倉町30	0184-22-4900	110,281	平17
25	由利本荘市岩城図書館	由利本荘市岩城内道川字水呑場27－1	0184-73-3673	36,353	平17
26	由利本荘市由利図書館	由利本荘市前郷字御伊勢下33	0184-53-2121	30,262	平17
27	潟上市図書館	潟上市天王字御休下1－1	018-878-6688	78,827	平17
28	潟上市図書館昭和分館	潟上市昭和大久保字堤の上1－3	018-877-7305	13,388	平17
29	潟上市図書館飯田川分館	潟上市飯田川字下虻川字八ツ口66	018-877-6744	2,917	平17
30	潟上市図書館追分分館	潟上市天王字長沼132－21	018-873-5672	3,946	平17
31	大仙市立大曲図書館	大仙市上栄町2－16	0187-62-1012	100,359	昭29
32	大仙市立神岡図書館	大仙市神宮寺字下川原前開102	0187-72-2501	25,387	平8
33	大仙市立西仙北図書館	大仙市刈和野字愛宕下24－1	0187-75-0099	37,380	平4
34	大仙市立協和図書館	大仙市協和船岡字大袋1－7	018-892-3830	32,256	平17
35	大仙市立南外図書館	大仙市南外字悪戸野127－6	0187-74-2130	10,712	平16
36	大仙市立仙北図書館	大仙市堀見内字下田茂木139	0187-69-3334	37,380	平7
37	大仙市立太田図書館	大仙市太田町太田字新田下野50－3	0187-88-1119	17,410	昭30
38	北秋田市鷹巣図書館	北秋田市材木町2－3	0186-62-3311	56,188	平3
39	北秋田市森吉図書館	北秋田市米内沢字寺の下16－3	0186-72-3192	18,120	平17
40	にかほ市立図書館こぴあ	にかほ市金浦字十二林70－10	0184-32-4100	27,891	平10
41	農村モデル仙北市立角館図書館	仙北市角館町東勝楽丁18	0187-43-3333	113,350	大9
42	仙北市田沢湖図書館	仙北市生保内字武蔵野105	0187-43-1307	57,695	昭53
43	小坂町立小坂図書館	小坂町小坂字中前田54－1	0186-29-2207	43,080	昭55
44	上小阿仁村立図書館	上小阿仁村小沢田字向川原60－3	0186-60-9000	24,516	昭39
45	八郎潟町立図書館	八郎潟町字大道80	018-875-5777	14,525	昭32
46	美郷町学友館	美郷町六郷字安楽寺122	0187-84-4040	46,731	昭61
47	羽後町立図書館	羽後町西馬音内字本町108－1	0183-62-2205	51,546	昭33

県内公民館図書室等一覧

（蔵書冊数は平成20年3月31日現在）

No	名　　称	所　在　地	電話番号	蔵書冊数
1	北秋田市阿仁公民館	北秋田市阿仁水無字大町146-1	0186-82-2220	11,886
2	北秋田市合川公民館	北秋田市李岱字下豊田25	0186-78-2114	17,768
3	藤里町三世代交流館	藤里町藤琴字家の後67	0185-79-1327	23,708
4	能代市二ツ井公民館	能代市二ツ井町字下野家後49	0185-73-2590	14,619
5	五城目町中央公民館	五城目町上樋口字堂社75	018-852-4411	5,403
6	井川町公民館	井川町北川尻字海老沢樋ノ口79-2	018-874-4422	13,629
7	大潟村公民館	大潟村字中央1-21	0185-45-2611	7,334
8	八森公民館	八峰町八森字中浜196-1	0185-77-2816	10,147
9	峰浜公民館	八峰町峰浜田中字野田沢20-1	0185-76-2323	2,172
10	三種町琴丘公民館	三種町鹿渡字東小瀬川51	0185-87-3232	5,985
11	三種町山本公民館	三種町森岳字町尻27-1	0185-83-2353	17,383
12	三種町八竜公民館	三種町鵜川字西本田2	0185-85-2177	9,000
13	男鹿市若美公民館	男鹿市角間崎字家ノ下54	0185-46-4109	4,305
14	由利本荘市矢島公民館	由利本荘市矢島町七日町字羽坂64-1	0184-56-2203	14,190
15	由利本荘市東由利公民館	由利本荘市東由利老方字台山36	0184-69-2311	15,799
16	由利本荘市鳥海公民館	由利本荘市鳥海町伏見字久保193	0184-57-2881	5,900
17	由利本荘市西目公民館	由利本荘市西目町沼田字新道下2-533	0184-33-2315	19,308
18	出羽伝承館	由利本荘市岩谷町字西越36	0184-62-0505	14,775
19	にかほ市勤労青少年ホーム	にかほ市平沢字中町79	0184-35-4711	19,615
20	にかほ市象潟公民館	にかほ市象潟字狐森31-1	0184-43-2229	18,267
21	大仙市立中仙公民館	大仙市北長野字袴田95	0187-56-7201	3,034
22	美郷町千畑公民館（休館中）	美郷町土崎字上野乙1-1	0187-85-2593	16,529
23	美郷町仙南公民館	美郷飯詰字北中島37-1	0187-83-2280	9,891
24	仙北市西木公民館	仙北市西木町門屋字漆原89-2	0187-47-3100	3,024
25	湯沢市稲川カルチャーセンター	湯沢市川連町字大関下６	0183-78-5557	12,143
26	東成瀬公民館	雄勝郡東成瀬村椿川字堤31-2	0182-47-2362	6,411

○子どもの読書活動の推進に関する法律
（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

（目的）
第一条　この法律は，子どもの読書活動の推進に関し，基本理念を定め，並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに，子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより，子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し，もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）
第二条　子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は，子どもが，言葉を学び，感性を磨き，表現力を高め，創造力を豊かなものにし，人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ，すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう，積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）
第三条　国は，前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり，子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し，及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）
第四条　地方公共団体は，基本理念にのっとり，国との連携を図りつつ，その地域の実情を踏まえ，子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し，及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）
第五条　事業者は，その事業活動を行うに当たっては，基本理念にのっとり，子どもの読書活動が推進されるよう，子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）
第六条　父母その他の保護者は，子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）
第七条　国及び地方公共団体は，子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう，学校，図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）
第八条　政府は，子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。
２　政府は，子ども読書活動推進基本計画を策定したときは，遅滞なく，これを国会に報告するとともに，公表しなければならない。

３　前項の規定は，子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）
第九条　都道府県は，子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに，当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ，当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

２　市町村は，子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは，子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに,当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ，当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

３　都道府県又は市町村は，都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは，これを公表しなければならない。

４　前項の規定は，都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）
第十条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに，子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため，子ども読書の日を設ける。

２　子ども読書の日は，四月二十三日とする。

３　国及び地方公共団体は，子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）
第十一条　国及び地方公共団体は，子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この法律は，公布の日から施行する。

○　衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は，本法施行に当たり，次の事項について配慮すべきである。

一　本法は，子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり，行政が不当に干渉することのないようにすること。

二　民意を反映し，子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し，子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三　子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において，本と親しみ，本を楽しむことができる環境づくりのため，学校図書館，公共図書館等の整備充実に努めること。

四　学校図書館，公共図書館等が図書を購入するに当たっては，その自主性を尊重すること。

五　子どもの健やかな成長に資する書籍等については，事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六　国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については，その自主性を尊重すること。

○文字・活字文化振興法
（平成十七年七月二十九日法律第九十一号）

（目的）

第一条　この法律は，文字・活字文化が，人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上，豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ，文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め，並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに，文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより，我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り，もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「文字・活字文化」とは，活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み，及び書くことを中心として行われる精神的な活動，出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第三条　文字・活字文化の振興に関する施策の推進は，すべての国民が，その自主性を尊重されつつ，生涯にわたり，地域，学校，家庭その他の様々な場において，居住する地域，身体的な条件その他の要因にかかわらず，等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として，行われなければならない。

２　文字・活字文化の振興に当たっては，国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

３　学校教育においては，すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため，その教育の課程の全体を通じて，読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第四条　国は，前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり，文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し，及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は，基本理念にのっとり，国との連携を図りつつ，その地域の実情を踏まえ，文字・活字文化の振興に関する施策を策定し，及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第六条　国及び地方公共団体は，文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう，図書館，教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第七条　市町村は，図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため，必要な数の公立図書館を設置し，及び適切に配置するよう努めるものとする。

２　国及び地方公共団体は，公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう，司書の充実等の人的体制の整備，図書館資料の充実，情報化の推進等の

物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

３　国及び地方公共団体は，大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放，文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため，必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

４　前三項に定めるもののほか，国及び地方公共団体は，地域における文字・活字文化の振興を図るため，文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の涵養）

第八条　国及び地方公共団体は，学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう，効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに，教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

２　国及び地方公共団体は，学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため，司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備，学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の国際交流）

第九条　国は，できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため，我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援，日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（学術的出版物の普及）

第十条　国は，学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ，学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の日）

第十一条　国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため，文字・活字文化の日を設ける。

２　文字・活字文化の日は，十月二十七日とする。

３　国及び地方公共団体は，文字・活字文化の日には，その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第十二条　国及び地方公共団体は，文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この法律は，公布の日から施行する。

○新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について
～知の循環型社会の構築を目指して～（答申）（抜粋）

平成２０年２月１９日　中央教育審議会

〈第１部〉今後の生涯学習の振興方策について〉
４　具体的方策
（１）国民一人一人の生涯を通じた学習の支援－国民の「学ぶ意欲」を支える－
②　多様な学習機会の提供，再チャレンジが可能な環境の整備
（社会教育施設等を活用した多様な学習の場の充実）
○　住民の地域社会への貢献やコミュニティづくりへの意識を高め，地域独自の課題や公共の課題に対応するなど，民間事業者等によっては提供されにくい分野の学習を支援するため，公民館，図書館，博物館，青少年教育施設，女性教育施設等の社会教育施設の機能強化が望まれる。各施設の具体的な役割等については後述するが，例えば，住民の主体的な地域課題への取組や，社会の要請が高い分野の学習，家庭教育に関する学習等を行う学習拠点として位置付け，またその際には情報通信技術を活用するなどし，地域社会における課題解決の機能を総合的に確保することが重要である。

（情報通信技術の活用）
○　また，図書館や博物館についても，例えば，資料のデジタル・アーカイブ化等の情報通信技術の発展に対応した規定を法令上設けることが必要ではないかとの指摘がなされている。これらの指摘についても，生涯学習社会の実現に向けた社会教育施設の機能の向上の観点から重要であることを踏まえつつ，引き続き検討する必要がある。

（２）社会全体の教育力の向上－学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり－
（地域の教育力向上のための社会教育施設の活用）
○　図書館においては，レファレンスサービスの充実と利用の促進を図ることはもとより，地域の課題解決に向けた取組に必要な資料や情報を提供し，住民が日常生活を送る上での問題解決に必要な資料や情報を提供するなど，地域や住民の課題解決を支援する機能の充実を図ることが求められる。特に近年，ホームページを開設し，横断検索システムの活用等コンテンツの充実を図っている図書館が増加傾向にあり，今後，さらなる充実を図ることによって，多様な情報源への入り口としての「地域のポータルサイト」を目指すことも重要である。また，子どもの読書活動や学習活動を推進する観点から，学校図書館への支援を積極的に行うことも重要である。

〈第２部〉施策を推進するに当たっての行政の在り方
２　今後の行政等の在り方－生涯学習振興行政・社会教育行政の再構築
（２）社会教育を推進する地域の拠点施設の在り方
○　また，図書館についても，国民が生涯にわたって自主的な学習を行う上で，その果たすべき役割は極めて大きい。図書館が従来より担ってきた役割，すなわち，住民の身近にあって，図書やその他の資料を収集，整理，保存し，その提供を通じて住民の個人的な学習を支援するという役割に加え，特に近年は，地域が抱える課題の解決や医療・健康，福祉，法務等に関する情報や地域資料等，地域の実情に応じた情報提供サービスを行うことも求められている。図書館は，社会教育施設の中でも利用度が高く，いわば地域の「知の拠点」であり，その質量両面における充実が図られるべきであり，特に図書館未設置の市町村にあっては，住民のニーズを踏まえ，今後速やかに図書館の整備に向けた取組に着手することを期待したい。改正教育基本法はもちろん，旧教育基本法にあっても，地方公共団体は図書館等の設置により教育の目的の実現に努めなければならないとされていたことを想起すべきである。

○　また，図書館や博物館が家庭教育の支援のための活動を一層充実させるために，家

庭教育の向上に資する活動を行う者を図書館協議会や博物館協議会の委員にできるよう法令上明確に定めることが考えられる。

○　なお，これらの社会教育施設が自らの運営状況に対する評価を行い，その評価結果に基づき課題等を把握し，組織的・継続的に施設の運営の改善を図ることにより，その水準の向上を図るよう努めることは重要であり，計画・実践・評価・改善のサイクル（いわゆる「ＰＤＣＡサイクル」）の着実な実施は，社会教育施設についても求められるものである。また，その情報が地域住民をはじめとする関係者に情報提供されることは，地域における連携を促進するものである。

　このことから，公民館，図書館，博物館等の社会教育施設について，それぞれが実施する教育活動等の運営状況に関する自己評価，それに基づいて改善を図る努力義務及び地域住民等の関係者に対し情報提供の努力義務を課すことが求められる。なお，自己評価を行う際は，可能な限り，外部の視点を入れた評価が望まれる。

（３）生涯学習・社会教育の推進を支える人材の在り方

（司書等の在り方）

○　図書館に置かれる専門的職員である司書及び司書補には，図書館等の資料の選択・収集・提供，住民の資料の利用に関する相談への対応等の従来からの業務とともに，地域が抱える課題の解決や行政支援，学校教育支援，ビジネス（地場産業）支援，子どもの学校教育外の自主的な学習の支援等のニーズに対応し，地域住民が図書館を地域の知的資源として活用し，様々な学習活動を行っていくことを支援していくことが求められている。そのため，司書及び司書補が，時代の要請に応じ，住民の学習ニーズに適切に対応できる能力を養うため，その資格取得要件の見直しや資質の向上を図るための研修の充実等が必要との指摘がなされている。

○　このため，具体的な方策の一つとしては，司書の資格要件として大学において履修すべき図書館に関する科目について法令上明確に定めること等が考えられる。なお，司書等が現代的課題に対応し，より実践力を備えた質の高い人材として育成されるよう，司書講習及び大学における司書養成課程等において履修すべき科目，単位についての具体的な見直しについては，今後引き続き検討する必要がある。

○　さらに，司書補の資格要件については，幅広く多様な人材を育成する上で，その資格要件を緩和することが適当であるとの指摘がなされているところである。この観点から現行制度を見直す場合に，同様の資格試験において受験資格として高等学校卒業程度認定試験の合格者を対象としていない例は少ないことからも，司書補について高等学校卒業程度認定試験の合格者等，大学に入学することのできる者を対象とすることが適当である。

○　このほか，多様化，高度化する人々の学習ニーズや地域における課題に対応し，専門的な知識・技能の習得と資質の向上を図るために，司書及び司書補の研修の充実は重要である。このため，国，都道府県，図書館関係団体等でそれぞれ実施されている研修の有機的連携を図り，体系的・計画的に研修体制の整備を図っていくことが必要であり，任命権者のほか,，文部科学大臣及び都道府県が司書及び司書補の研修を行うよう努める旨の規定を新たに法令上設けることが考えられる。

○　また，図書館も自らの事業として，司書研修や研究会の実施に努めるとともに，図書館等における学習成果を活用したボランティア活動の機会の確保や図書館に関する人材の養成及び研修等を積極的に行うことも重要である。

○文部科学省「新学校図書館図書整備５か年計画（平成19～23年度）」

「新学校図書館図書整備5か年計画」について

背　景

○「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月公布・施行）」
○「文字・活字文化振興法（平成17年7月公布・施行）」

子どもの読書活動の推進のため、学校図書館の充実が必要

現　状

○学校図書館図書標準（注１）を達成した学校の割合は、
小学校37．8%　中学校32．4%（平成17年3月時点）
（注1）平成5年策定の公立義務教育諸学校の学校図書館の図書の整備の目標

○図書整備については、「学校図書館図書整備5か年計画」により、毎年約130億円、総額約650億円を「増加冊数分」（注2）として地方財政措置（平成14年度～平成18年度）
（注2）図書標準達成のために増やすべき冊数

学校図書館図書標準達成のためには、「増加冊数分」だけでなく、「更新冊数分」（注3）も含めた図書整備のための継続的な財源確保が必要
（注3）廃棄される図書を更新するための冊数

「新学校図書館図書整備5か年計画」

◆ 平成19年度から平成23年度の
5年間で、学校図書館図書標準の達成を目指す

◆ 更新冊数分を措置

＜財政規模＞　約1，000億円（単年度約200億円）

（内訳）
増加冊数分：約400億円（単年度約80億円）
更新冊数分：約600億円（単年度約120億円）

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）の概要

第一次基本計画期間における取組・成果

・全都道府県において「子どもの読書活動推進計画」が策定

・12学級以上の学校における司書教諭の発令が進む

・学校におけるボランティアの増加
（H14度：35%→H18度：70%）

・不読者率の減少　（中学生　H13度54%→H19度37%）

・公立図書館における児童への貸出冊数の増加
（H13度：125百万冊→H16度：135百万冊）

・全校一斉読書活動を行う学校の増加
（H14度：74.3%→H18度：84.2%）

第一次基本計画期間における課題

・依然，中・高になるにつれ不読者の割合が高まる傾向
（H15度　小28.3%，中：47.9%，高：61.3%）

・依然，地域における取組の差が解消されていない
（H17年　公立図書館の設置率　市区：98%、町：54%、村：22%）

・学校図書館資料の整備が不十分
（H17度末　学校図書館図書標準達成状況　小：40.1%，中34.9%）

・子どもたちの読解力の低下
（OECD生徒の学習到達度調査PISA2006　57カ国中15位）

子どもの読書活動をめぐる情勢の変化

・教育基本法、学校教育法の改正

・文字・活字文化振興法の成立

・図書館法の改正に向けた動き

・情報化社会の進展

・地方分権の進展

主な改定のポイント

（H20.3～）

■主要施策の数値目標化
■国、地方公共団体、関係機関等の連携体制を強調
■第一次基本計画における成果と課題等を整理
■家庭・地域・学校の取組に再構成

【家庭における取組】

・家庭教育に関する講座等を通じた保護者に対する理解の促進

・家庭における読み聞かせなど、読書活動に資する情報提供の推進

【地域における取組】

○子どもの読書環境の地域格差の改善
- **市町村推進計画の策定率**24%⇒50%以上
- 公立図書館未設置市町村の解消に向けた取組
- 児童室等の整備の推進
- 移動図書館によるサービス向上

○公立図書館の情報化の推進
- **図書館のHP開設率**56% ⇒ 本館数の90%以上
- **来館者用コンピュータ設置率**100%
- **オンライン閲覧目録(OPAC)導入率**100%

○公立図書館に係る人材の養成
- **図書館ボランティア**7万人⇒10万人以上
- 司書に対する研修の充実

【学校等における取組】

○学校段階に応じた読解力の向上
- 言語力の育成に資する読書活動の推進

○学校における条件整備
- **新学校図書館図書整備5カ年計画に基づく、学校図書館図書標準の達成の促進**
【単年度200億円，5年間で1,000億円の地財措置】
- **司書教諭の未発令校への発令促進**
（平成18年5月現在発令状況　59.9%）
- **学校における超高速インターネット接続率**35%⇒概ね 100%

第二次県民の読書活動推進計画

平成２０年９月

発行者　秋田県教育委員会